

2010年12月7日

税制調査会

会長 野田佳彦様

全日本年金者組合

中央執行委員長 篠塚多助

高齢者に関わる「税制改正」についての要請書

税制調査会における検討も大詰めを迎えようとしています。

「税制改正」の検討は多岐にわたりますが、私たちは、高齢者の生活に大きな影響を及ぼすと思われる、以下の二点に絞って取り急ぎ要請するものです。

退職所得に関わる個人住民税の税額控除の廃止について

退職金は、給与所得者の長年の労働に対する給与の後払いであるとともに、収入源のなくなった高齢者の大切な生活費の一部です。短期間でも高額な退職金を受けとり渡り歩く高級官僚の場合とは別次元の問題です。

従って、退職給与に対する税制上の優遇措置は、理にかなったものであると考えます。個人住民税の税額控除についてもまったく同様です。暫定措置として始まったとしても既に40年の実績があり完全に定着した制度です。

年金所得者の申告手続きの簡素化について

年金者の確定申告を不要にすることは、一部の高齢者には歓迎されるものです。しかし、これは、確定申告時の税務軽減に資するものと思われます。

どの範囲の所得と控除についてどのような手続きによって行うものなのかが明確ではありません。しかし、いかなる場合にも納税者が不利益を蒙ることのない仕組みが必要です。そのために納税者に新たな負担増を求めるものであってはなりません。従って、当事者を含めて広く国民の意見を求めるなど十分な検討が必要です。拙速な実施は避けるべきです。

よって、以下の二点について要請します。

1. 退職所得に関わる個人住民税の税額控除を廃止しないこと。
2. 年金所得の申告手続き簡素化については、納税者のいかなる不利益にもつながらず、書類提出など新たな負担を伴わないよう十分な検討を経て行うこと。

以上